

社会福祉法人宗恵会 評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宗恵会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定並びに評議員選任・解任委員会の運営に関する細則第13条の規定に基づき、評議員及び理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員への報酬は、これを支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員がその職務を執行するに当たり負担することとなる費用を弁償するため費用弁償を支給する。

2 次条の第1号から第3号の職務の場合は、費用弁償として次の往復距離区分に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日当たりの額
住所地から往復 20Km未満	3,000円
住所地から往復 20Km以上40Km未満	5,000円
住所地から往復 40Km以上	7,000円

3 次条の第4号及び第5号の職務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人宗恵会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人職務のため旅行する場合は、当該施設を起点として「社会福祉法人宗恵会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(職務の種類)

第4条 費用弁償を支給する職務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 評議員及び役員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(適用除外)

第5条 この法人の職員である理事及び評議員選任・解任委員については、第4条第1号から第3号の職務に係る費用弁償は支給しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。

附 則(平成29年6月3日規程第1号)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人宗恵会役員費用弁償規程（平成15年4月1日規程第1号）の廃止及び社会福祉法人宗恵会定款施行細則（平成15年9月1日告示第1号）第6章（費用弁償及び本部事務局長給与）中第19条から第22条の規定は、削除する。
- 3 社会福祉法人宗恵会苦情解決事務処理要綱（平成23年5月28日要綱第1号）第9条の規定は削除し、第三者委員の費用弁償及び旅費の支給については、本規程第3条の規定を準用する。